



# 検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 31-2	学校 中学校	教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 2・3
-----------	--------	-------	-----------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 42	上右	3～4行「しかしバッハやヴェルディの時代には、教会や劇場で音楽を楽しむことがほとんどでした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (異なる時代の状況がまとめて記載されており、誤解するおそれがある。)	3-(3)
2	68 - 69		「受け継ごう！ 郷土の祭りや芸能」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (祭りや芸能の分類の仕方等が様々であることが示されておらず、誤解するおそれがある。)	3-(3)
3	下巻 30 - 31		30ページ上右「課題」の3つ目の○印「上行，下行，順次進行，跳躍進行などに注目して，音のつながり方を工夫する。」及び①～③の活動	生徒にとって理解し難い表現である。 (活動において工夫の手掛かりとなる説明が不足している。)	3-(3)
4	31	上	「伴奏2（バラード風）」	生徒にとって理解し難い表現である。 (バラード風についての説明が不足している。)	3-(3)
5	40 - 41		「社会を映し出す音楽」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (取り上げられている音楽のジャンルや作品等がやや西洋音楽に偏っているため、誤解するおそれがある。)	3-(3)
6	40	中右	「オーケストラ」の4～5行「複数の楽章をまとめ，1曲として演奏します。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オーケストラの曲はすべてそのように演奏するかのように読み取れる。)	3-(3)
7	41	中	「室内楽・独奏曲」	生徒にとって理解し難い表現である。 (室内楽についての説明が不足している。)	3-(3)
8	41	中右	「民族音楽」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「クラシックも民族音楽の一つといえます。」という説明が分かりにくく、また56ページの「世界の諸民族の音楽」との関係が分かりにくい。)	3-(3)
9	56	中左	「弦楽器」の1行「義爪」	生徒にとって理解し難い表現である。 (用語についての説明が不足している。)	3-(3)
10	56	下右	「ウード」の2～3行「通常5対の複弦と1本の単弦が張られています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (弦がどのように張られているのかが分かりにくい。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 31-3		学校 中学校		教科 音楽		種目 音楽（一般）		学年 1	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領の内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (2の(1)のカ「音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。」)	2-(1)				
2	13	上右	「エ」の口の形を表す図版	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (正面から見た口の形が「ア」の口の形とほぼ同じであるため、誤解するおそれがある。)	3-(3)				
3	19	3	「「ガ行」の言葉には「鼻濁音」で発音する場合があります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ガ行」の言葉の意味が分かりにくい。)	3-(3)				
4	30	中	「民謡や芸能には、さまざまな分類の仕方があります。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (上の民謡を分類し説明した表では、芸能について扱われていない。)	3-(3)				
5	53	左	「後奏の例」の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (「>」、小さい「七」及び「サーラリン」についての説明が不足している。)	3-(3)				
6	58		「この道」の楽譜3段2小節及び3小節の「メツ・スタッカート」の記号他に、78ページ楽譜5段1小節の「ダブルシャープ」の記号、79ページ楽譜3段4小節の「fff」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記号についての説明が不足している。)	3-(3)				
7	84 ①	中	「へ長調」の下の音名「嬰ロ（一点音）」	誤りである。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 31-4		学校 中学校	教科 音楽	種目 音楽（一般）	学年 2・3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 22	中	「ステップ2」の下の楽譜及び「ステップ3」の下の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (楽譜についての情報が不足している。)	3-(3)
2	23	下	「ステップ6」の下の楽譜4小節の点線及び楽譜下の「点線の位置まで指揮をしよう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (点線の示す拍の位置が分かりにくい。)	3-(3)
3	28	上	「活動1」の1行「下の五つの音（平調子）」及び「五つの音」の楽譜	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平調子について誤解するおそれがある。)	3-(3)
4	29		「さくらさくら」の楽譜3段5小節上の「○印」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ上1～2行の課題に照らして、記入できない。)	3-(3)
5	38	下左	「オーケストラの配置の例」の1行「指揮者の指示によって編成は変わります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オーケストラの配置と編成について誤解するおそれがある。)	3-(3)
6	45		楽譜の「鞆鼓(右)」及び「鞆鼓(左)」のパート(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (唱歌で合わせるに当たり、パートの編成と歌い方が分かりにくい。)	3-(3)
7	46	中	「鹿踊」の11行「口唱和(口唱歌)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (既出の用語である「唱歌」との関連が示されておらず、誤解するおそれがある。)	3-(3)
8	46	中	「鹿踊」の12～13行「唄は「中立」の後に「獅子」たちが続いて歌う「音頭一同形式」となっています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (中立についての説明が不足している。)	3-(3)
9	64	下	「ジョルジュ・ビゼー」の1～2行「この組曲は、劇のために作曲した音楽から演奏会用に選び直し、1872年に二つの組曲としてつくられました。」	不正確である。 (二つの組曲)	3-(1)
10	65	中	「2回めの主題のあとの変奏」の右の楽譜	不正確である。 (調号)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 31-4		学校 中学校		教科 音楽		種目 音楽 (一般)		学年 2・3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	84 ①	中	「へ長調」の下の音名「嬰ロ（一点音）」	誤りである。	3-(1)				
12	下巻 22 - 23		「言葉を生かして旋律をつくらう」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。（音高について扱われていないため、旋律をつくる活動として理解し難い。）	3-(3)				
13	23	中	「活動3」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。（活動についての具体的な説明が不足している。）	3-(3)				
14	39	下	「5延年の舞」の5行「延年」のルビ「えいねん」 他に、40ページ下「舞踊」の3行	誤記である。	3-(2)				
15	51		「組曲「展覧会の絵」から」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（原曲と編曲との関係についての説明が不足している。）	3-(3)				
16	57	下	「「24の前奏曲 作品28」から第15番」右の2～4行「ピアノ独奏による「24の前奏曲作品28」（異なる12の長調と短調）を作曲しました。」	生徒にとって理解し難い表現である。（曲名と括弧内の記載との関係が分かりにくい。）	3-(3)				
17	58	下	「「月に憑かれたピエロ」から第1部」の1行「十二音技法」	生徒にとって理解し難い表現である。（用語の説明が不足している。）	3-(3)				
18	58	下	「「月に憑かれたピエロ」から第1部」の6～7行「調性に基づかない「十二音技法」による特徴などを感じ取りながら、楽曲全体の曲想を味わってみましょう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「月に憑かれたピエロ」は十二音技法を用いた作品とは言い難い。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 31-5		学校 中学校		教科 音楽		種目 音楽（器楽合奏）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	9	下	「カノン1」（全体） 他に、13ページ「カノン2」及び15ページ「カノン3」	生徒にとって理解し難い表現である。 （他のリコーダーの教材曲に照らして、アルト・リコーダー及びソプラノ・リコーダーのどちらで演奏するのが示されていない。）	3-(3)				
2	9	下	「カノン1」の楽譜2小節、3小節及び4小節の「フェルマータ」の記号 他に、13ページ「カノン2」及び15ページ「カノン3」の同記号	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （フェルマータの意味を誤解するおそれがある。）	3-(3)				
3	15	下	「カノン3」の楽譜冒頭の「Allegretto」	生徒にとって理解し難い表現である。 （用語についての説明が不足している。）	3-(3)				
4	22	中	「子守歌」の楽譜1小節の「星印」	生徒にとって理解し難い表現である。 （星印についての説明が不足している。）	3-(3)				
5	51		楽譜の打楽器②のパート2段1小節最後の「8分音符」のぼうの向き及びその上の「タ」	相互に矛盾している。 （同ページ下右の打楽器の説明に照らして矛盾している。）	3-(1)				
6	71	下	「伴奏D」下の楽譜	楽譜の表記が不統一である。 （拍子記号）	固有 3-(1)				
7	77	中	「五つの音を使った即興演奏にも挑戦してみよう（譜例参照）。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （演奏するために必要な説明が不足している。）	3-(3)				
8	93	中	「構成と演奏の例1」及び「構成と演奏の例2」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 （どんな活動に対する例なのかが分かりにくい。）	3-(3)				
9	99	上	ソプラノ、テノールの楽譜上の各音 他に、それに続く99-①ページの各音	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （テノール・リコーダーの実音について誤解するおそれがある。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 31-6		学校 中学校		教科 音楽		種目 音楽（器楽合奏）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	27	下	「A」の右1行「特に高い「ド」の音を出すときには」他に、29ページ上の「LESSON 4」右の「楽譜（二音）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ソプラノリコーダーに配慮していないため、誤解するおそれがある。）	3-(3)				
2	30	上	「木かげの思い出」の楽譜「A1（S）」のパート2段2小節の「変ロ音」	生徒にとって理解し難い表現である。（ソプラノリコーダーを用いる場合、演奏し難い音である。）	3-(3)				
3	41	下左	「調弦」の2～4行「その中でよく使われる音の並び方を「〇〇調子」と呼びます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「よく使われる」の意味が分かりにくいので、誤解するおそれがある。）	3-(3)				
4	46	右	縦書きの楽譜の左4マス目の小さい「七」他に、98ページ左「少年時代」縦書きの楽譜の小さい「九八」（2箇所）、小さい「七八」及び小さい「八九」	生徒にとって理解し難い表現である。（演奏に当たり説明が不足している。）	3-(3)				
5	53	下右	「①②が弾けるようになったら、CDの演奏に合わせてみよう。」	生徒にとって理解し難い表現である。（CDの演奏が何を示しているのかが分かりにくい。）	3-(3)				
6	101	下	「リコーダーの仲間」の「ゲムスホルン」及び「クルムホルン」	生徒にとって理解し難い表現である。（どのような点でリコーダーの仲間なのかが分かりにくい。）	3-(3)				
7	105	中	「電子楽器」中の「エレキギター」、「エレキベース」及び「エレクトリック アップライト ベース」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（電気楽器に分類されることがあるため、誤解するおそれがある。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。